

○廿日市市長長期優良住宅の認定等に関する要綱

平成21年6月3日

告示第134号

改正 平成28年4月1日告示第79号

令和元年6月25日告示第26号

令和4年2月15日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、廿日市市長が行う認定等に関して、必要な事項を定める。

(確認申請書との照合)

第2条 市長は、法第6条第1項の規定により認定をするときは、当該申請に係る確認済証の交付を受けた確認申請書と認定申請書との照合を行うものとする。

(建築主事への通知)

第3条 市長は、法第6条第3項の規定により建築主事へ通知するときは、通知書（別記様式第1号）に確認の申請書を添えて行うものとする。

(工事完了等の報告)

第4条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、工事完了報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第12条の規定により認定計画実施者に報告を求めるときは、長期優良住宅の建築及び維持保全報告通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 前項の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（別記様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成28年告示79号〕)

(認定申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記様式第5号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届を受理したときは、取下届の副本に当該取下届に係る申請書の副本を添えて、申請者に返還するものとする。

3 市長は、第3条の通知を行った場合で第1項に規定する取下届の提出があったときは、取下通知書（別記様式第6号）を建築主事に通知するものとする。

（一部改正〔平成28年告示79号〕）

（建築等の取りやめ）

第6条 法第14条第1項第2号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめ届（別記様式第7号）の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届を受理した場合は、取りやめ届の副本に認定通知書を添えて、申請者に返還するものとする。

（一部改正〔平成28年告示79号〕）

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、法第5条第1項から第5項まで又は法第8条第1項（法第9条第1項又は第3項の規定による場合を含む。）の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書（別記様式第8号）を申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第8条 市長は、法第10条の規定による承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（別記様式第9号）を申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第9条 市長は、法第13条第1項から第3項の規定により認定計画実施者に対し、必要な措置を命ずるときは、改善命令書（別記様式第10号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第14条第1項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 市長は、法第6条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合において、法第14条第2項に規定する通知をしたときは、通知書（別記様式第12号）を建築主事に通知するものとする。

（一部改正〔平成28年告示79号〕）

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第79号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年2月15日告示第22号）

この告示は、令和4年2月20日から施行する。

通 知 書

第 号
(元号) 年 月 日

建築主事 様

廿日市市長

長期優良住宅の普及に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準関係規定の審査の申出がありましたので、同法第6条第3項の規定により通知します。

1 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定申請受付番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定申請年月日

(元号) 年 月 日

3 申請者の住所

4 申請者の氏名

5 認定に係る住宅の位置

廿日市市

6 建築物の概要

(1) 敷地面積 m^2

(2) 建築面積 m^2

(3) 床面積の合計 m^2

(4) 建て方 一戸建ての住宅 共同住宅等

(5) 構造 造 一部 造

(6) 階数 地上 階 地下 階

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

工事完了報告書

年 月 日

廿日市市長 様

認定計画実施者 住所
氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了しましたので、廿日市市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定により報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号 第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項の規定による申出）
□ 有 ・ □ 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築の工事が完了したことを確認した建築士
【資格】 （ ） 建築士（ ） 登録第 号
【住所】
【氏名】
【建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号
【所在地】
- 7 工事中の軽微な変更の内容

（※印欄は記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 受理番号欄	※ 決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注
- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 認定計画実施者の名前（法人にあっては、その代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 「7 工事中の軽微な計画変更の内容」は、別紙とすることができます。
 - 4 不用の文字は、消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

長期優良住宅の建築及び維持保全報告通知書

第 号
(元号) 年 月 日
様

廿日市市長

次の認定長期優良住宅について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、建築及び維持保全の状況について報告を求めます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日
(元号) 年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 求める建築及び維持保全の状況

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

廿日市市長 様

認定計画実施者 住所

氏名

年 月 日付け第 号で通知のあった認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について、次のとおり報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の内容

（※印欄は記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 受理番号欄	※ 決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定計画実施者の名前（法人にあっては、その代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 不用の文字は、消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取 下 届

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項（第8条第1項）の規定により申請した次の認定の申請を取り下げるので、廿日市市長期優良住宅の認定等に関する要綱第5条第1項の規定より届け出ます。

1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第6条第2項の規定による申出）

有 ・ 無

3 認定申請に係る住宅の位置

4 認定申請に係る住宅の構造

5 取り下げる理由

（※印欄は記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 受理番号欄	※ 決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 届出者の名前（法人にあっては、その代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 不用の文字は、消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取 下 通 知 書

第 号
(元号) 年 月 日

建築主事 様

廿日市市長

廿日市市長期優良住宅の認定等に関する要綱第5条第1項の規定に基づく取下届がありましたので、同条第3項の規定により通知します。

1 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定申請受付番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定申請年月日

(元号) 年 月 日

3 認定申請者の住所

4 認定申請者の氏名

5 認定に係る住宅の位置

廿日市市

6 建築物の概要

(1) 敷地面積 m^2

(2) 建築面積 m^2

(3) 床面積の合計 m^2

(4) 建て方 一戸建ての住宅 共同住宅等

(5) 構造 造 一部 造

(6) 階数 地上 階 地下 階

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取 り や め 届

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所
氏名

次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築及び維持保全を取りやめるので、廿日市市長
期優良住宅の認定等に関する要綱第6条第1項の規定より届け出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 取りやめる理由

（※印欄は記入しないでください。）

※ 受付欄	※ 受理番号欄	※ 決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 届出者の名前（法人にあっては、その代表者の名前）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3 不用の文字は、消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認定しない旨の通知書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、廿日市市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）。

1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定申請年月日

2 認定申請者の住所

3 認定申請に係る住宅の位置

4 理由

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

承認しない旨の通知書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

別添の承認申請書の申請について、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、廿日市市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）。

- 1 承認申請年月日
- 2 承認申請者の住所
- 3 承認申請に係る住宅の位置
- 4 理由

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

改善命令書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、廿日市市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）。

1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日

(元号) 年 月 日

3 認定計画実施者の氏名

4 認定に係る住宅の位置

5 命ずる措置

6 改善の期限

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認定取消通知書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第 号に該当するため、同項の規定により次の認定長期優良住宅建築等計画の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、廿日市市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において廿日市市を代表する者は、廿日市市長となります。）。

1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日

(元号) 年 月 日

3 認定計画実施者の氏名

4 認定に係る住宅の位置

5 理由

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認定取消通知書

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の申出のあった次の認定長期優良住宅建築等計画について、同項の規定によりその認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の(変更)認定年月日
(元号) 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

通 知 書

第 号
(元号) 年 月 日

建築主事 様

廿日市市長

次の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、廿日市市長期優良住宅の認定等に関する要綱第10条第3項の規定により通知します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の（変更）認定年月日
(元号) 年 月 日
- 3 確認済証番号及び確認年月日
第 号 (元号) 年 月 日
- 4 認定計画実施者の住所
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 認定に係る住宅の位置
廿日市市
- 7 理由

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第3条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第2号（第4条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第3号（第4条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第4号（第4条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第5号（第5条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第6号（第5条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第7号（第6条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕）

様式第8号（第7条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕）

様式第9号（第8条関係）

（全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕）

様式第10号（第9条関係）

(全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕)

様式第11号(その1)(第10条関係)

(全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕、一部改正〔令和4年告示22号〕)

様式第11号(その2)(第10条関係)

(全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕)

様式第12号(第10条関係)

(全部改正〔平成28年告示79号〕、一部改正〔令和元年告示26号〕)